

事業番号	031
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	市有財産管理事業						担当部	総務部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	財政課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	資産管理係		
	総合計画 分野別計画	主目的	7 行政経営		32 税・財政		3 市有財産の有効活用に努める				
		副目的									
	予算区分	款	2	項	1	目	11	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画										
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	市有財産の取得、貸付、処分を適正に行い、適切な管理と財源確保を図る。									
	内容 (手段)	<p>・市有財産は、行政財産(教育用財産・一般行政財産)及び普通財産(行政財産以外の財産)の増減に関する管理、登記事項証明書等とそれらの附属図の符合及び財産台帳記載事項の適否について処理した。</p> <p>・普通財産(土地)の草刈りを実施した。</p> <p>・普通財産(土地)の処分のため、分筆測量及び不動産鑑定評価を実施した。</p> <p>・建物総合損害共済への加入事務を行った。</p> <p>・施設所管課(総務課)で公共施設(本庁舎)の自動販売機について、入札による業者選定が行われた。</p> <p>・普通財産一時貸付の事務取扱要綱を制定し、ホームページで遊休地の一時貸付の案内を実施した。</p> <p>◆【24年度直接経費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産管理システム保守管理委託料 252千円 ・草刈業務委託 7,402千円 ・分筆測量業務委託 213千円 ・不動産鑑定手数料 282千円 ・建物総合損害共済共済基金分担金 6,115千円 ・ラピオ所有床管理負担金等 14,210千円 ・その他 消耗品・手数料・負担金等 868千円 <p>◆【25年度直接経費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産管理システム保守管理委託料 252千円 ・草刈業務委託 7,350千円 ・用地測量委託 3,000千円 ・不動産鑑定手数料 460千円 ・建物総合損害共済共済基金分担金 6,165千円 ・ラピオ所有床管理負担金等 17,629千円 ・その他 消耗品・手数料・負担金等 3,752千円 <p>◆公共施設白書作成支援委託事業 10,000千円 (債務負担行為:平成25年度から平成26年度まで)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	31,331	36,835	29,342	38,608	
		正職員	従事者数	人	1.00	1.20	1.20	1.90
			人件費	千円	5,330	6,396	6,396	10,127
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計	千円	36,661	43,231	35,738	48,735		
対前年比	%		117.9	82.6	136.3			
財源	一般財源	千円	20,335	40,443	33,236	46,473		
	国・県支出金	千円	1,319	2,788	2,502	2,262		
	その他財源	千円	15,007	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	土地管理面積 (普通財産)	㎡	目標	—	—	—
実績				221,305	220,019	219,726	
	建物総合損害共済	件	目標	—	—	—	—
			実績	263	244	242	
	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
			目標	—	—	—	—
	普通財産管理コスト	円/㎡	実績	30	38	35	
			目標	—	—	—	—
	普通財産処分(売却)	件	目標	—	—	—	—
			実績	7	1	0	

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	<p>事業の達成状況</p> <p>普通財産の管理コストについては、公共施設の耐震診断がなくなり前年度よりコスト減となった。 市有財産の貸付について、総務課で本庁舎、東庁舎に設置する自動販売機の業者選定を入札で決定し、適正な管理と財源確保に努めた。 普通財産について積極的に未利用地の有効活用を行うため、一時貸付の事務取扱要綱を制定し、ホームページに土地一時貸付について案内を掲載した。</p> <p>事業実施における課題</p> <p>普通財産については、市内に約180筆ほど点在しており、そのほとんどを資産管理係で一元的に管理をしている。このため、草刈り、境界管理、貸付、払い下げ処分など年間を通して事務が発生しているため、その事務処理の効率化が求められている。また、各施設所管課で管理している公共施設について建築後30年を越える建物が半数近く(約4割)を占めており、建物の長寿命化などファシリティマネジメントの取り組みを財産管理と平行して早急に進める必要がある。</p> <p>事業を縮小・廃止したときの影響</p> <p>普通財産の草刈り、境界確定など実施しないと、市民からの苦情が増え、市有地の貸付、払い下げ処分など適切な管理・処分などができなくなる。 また、行政財産、普通財産に関する基礎データ等がないと、全庁的な土地、建物の管理、計画的活用、整理、処分、施設の長寿命化など、市有財産を効率的に保有、運営、維持するための管理手法であるファシリティマネジメントの取り組みが難しくなる。</p>
	平成25年度の改善内容	<p>25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)</p> <p>普通財産土地については、公共事業の代替地として活用や入札など未利用地の売払いを進め、公共施設の自動販売機については、引き続き各施設所管課で入札による貸付を実施するよう進める。また、公共施設の現状と課題を洗い出し、施設の長寿命化、適正配置などの基礎資料となる公共施設白書の作成に取り組む。平成25年度は業者選定を行い、業者決定後は、施設所管課と共に白書作成に必要な情報収集等の事務を行う。</p>
	平成26年度の事業の方向性	<p>方向性の判定</p> <p>拡大</p> <p>対象の拡大や手段の充実等により、事業のボリュームを拡大すべきもの</p> <p>判定理由</p> <p>ファシリティマネジメントの取り組みが年々注目されており、その内容は、建物の長寿命化など、中長期的な視点を持って全庁的かつ横断的に事務を進める必要があるため拡大とした。 また、市有財産の管理については、その手法を検討する必要があるが、総合的かつ長期的な管理、活用を行い経費削減を行うため今後も継続実施が必要である。</p> <p>26年度以降の改善案</p> <p>平成25年度、平成26年度で公共施設白書の策定を行うが、白書策定の他に、先進市では長寿命化計画策定前に、建物の劣化診断なども実施するケースがあるため、これらについても実施に向けて検討を進める。 市有財産の利活用については、未利用地の処分など今年度の実施状況など踏まえ、他に処分可能な土地について検討する。</p>

二次評価	方向性の判定	判定理由
	拡大	<p>一次評価のとおり。普通財産の売り払い、公共施設の自動販売機の入札による貸付については、重点改革プランに位置づけられていることから特に推進すること。26年度までに公共施設白書を策定するとともに、ファシリティマネジメント(長寿命化計画の策定)を進めること。</p>